

# お申し込みの前に必ずお読み頂き、ご了承の上お申し込みください。

学生・未成年の方は、ご両親にもお見せいただき、承諾を頂いてください。

※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります※



## 【旅行条件説明書】

### 【1】総則

1.この合宿免許プラン(以下「旅行」といいます)は、株式会社WAKUWAKU(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施いたします。参加されるお客様は、当社と旅行契約(以下「本契約」といいます)を締結することになります。  
2.旅行の内容・条件は、募集広告、パンフレット、予約確認書面、旅行条件説明書及び標準旅行契約款募集型企画旅行の部によりします。  
3.当社は、お客様が当社の定める日に旅行を開始することができるように自動車教習所、宿泊施設、その他付するサービスを手配し、教習所滞在日程を含め旅程を管理することを引き受けます。

### 【2】お申し込み及び本契約の成立、支払い方法

1.当社は、お客様より入校日、自動車教習所、運転免許種別を指定して手配の希望を承り、且つ道路交通法、自動車教習所個別規則、旅行条件、空枠状況を確認の上で当社が手配を承諾する旨をお客様へ回答した後に旅行のお申し込みとして取り扱います。  
2.お申し込み後、当社が指定する期日までに銀行振込にてお客様より旅行代金の全額を受領(当社が入金を確認)したとき、本契約の成立として取り扱います。  
3.旅行参加者が未成年の場合は、2.の他に「親権者の同意書」を提出し当社が確認したとき、本契約の成立として取り扱います。

### 【3】お申し込み条件

1.お客様の都合により旅行を一時中断すること、一時帰宅することは原則できません。ただし、自動車教習所の許可があるときは、再入校時点の旅行代金の差額を、追加負担等特別条件を付加してお受けすることがあります。  
2.複数名でお申し込み頂いた後、一部のお客様が本契約を変更又は解除する場合は、他のお客様全員の本契約条件が変更となります。  
3.当社はお客様が次に該当する場合、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じることとなりますが、手配することができないときはお申し込みの承諾後や本契約が成立した後であっても、特別条件を付加するか本契約を解除する場合があります。  
①持病、心身の障がい、アレルギー、妊娠又は妊娠の可能性があり特別な配慮が必要であることを知ったとき  
②行先処分等を受け欠格期間を満了していないことを知ったとき  
③運転適性相談、医師の診断等当社が求める手続きがされないとき  
4.当社は、次に該当する場合、何らの責任を負うことなく、お申し込み及び本契約の締結を解除いたします。  
①他のお客様に迷惑を及ぼし、又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき  
②暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者又は反社会的勢力と関係すると知ったとき  
③当社に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

### 【4】旅行開始前の変更及びお支払い

1.お客様は、いつでも表1の取消料をお支払いいただくことにより、本契約を変更又は解除することができます。なお、本契約の変更又は解除は、当社営業時間内に限り受け付けます。  
2.当社は、お客様が当社の指定する旅行開始日又は集合時刻に遅れ、旅行に参加できない場合の責任は、お客様が負います。この場合、本契約はお客様により変更又は解除されたものとして取り扱われ共に、表1の取消料を申し受け表1:取消料

旅行開始日の前日から起算して遡って	取消料
旅行開始日020日～8日前までの変更・解除	旅行代金の20%
旅行開始日の7日～2日前までの変更・解除	旅行代金の30%
旅行開始前日までの変更・解除	旅行代金の40%
旅行開始当日(開始前日)の変更・解除	旅行代金の50%
旅行開始後の変更・解除および無連絡不参加	旅行代金の100%

4.当社は、本契約が変更又は解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金から所定の取消料を差し引いた残額を返金いたします。この場合、返金時の手数料等実費はお客様の負担となります。  
5.お客様は、本契約の成立以降の事由が生じた場合、取消料を負担せず本契約を変更又は解除することができます。この場合、返金時の手数料等実費はお客様の負担となります。  
①自動車教習所の事情により、旅行終了日が延期された場合  
②自然災害、インテュミク、騒音、暴動、テロ攻撃、代替不能な公共交通機関の運休、官公署の命令により旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となるか、又は不可能となる可能性が極めて大きい場合

### 【5】旅行開始後の本契約の変更及び解除

1.お客様の都合により旅行開始後に本契約を変更又は解除する場合、自動車教習所の基準により、旅行代金から入所金、教材費、受講済の教習料金、検定試験手数料、その他お客様の負担するべき費用を差し引いた残金を返金いたします。  
2.お客様が、旅行開始後のケガ、病気、その他の理由により旅行の継続に耐えられない場合、当社に本契約の一部を解除することがあります。その責任が当社にない場合、解除に伴う費用等はお客様の負担となります。  
3.お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、迷惑行為、自動車教習所個別規則違反により円滑な旅行の継続に支障が生じたか、その可能性が極めて高い場合、当社は旅行開始後であっても本契約を解除することがあります。この場合、第1項の費用の他に損害の賠償を申し受けます。  
4.本契約を変更又は解除する場合の返金額、返金方法、返金時期は入校する自動車教習所の規則によります。

### 【6】旅行開始後の日程の変更

1.当社がお客様にあらかじめ提示する旅行終了日は、自動車教習所が定める旅行予定を全て期日通りに修了した場合に卒業可能な日を指します。学科試験や技能検定の合否、自然災害等の影響による学習中止により旅行予定を期日通りに修了しないとき、旅行終了日に関わらず終了日は延長となります。この場合、当社は旅程保証の対象外として取り扱います。  
2.旅行終了日が延長となる場合、お客様より追加旅行代金等をお支払いいただきます。但しあらかじめ追加旅行代金等を含む場合、自然災害等の影響による終了日延長の場合は、契約に定める日数までお客様の支払いが生じません。  
3.道路交通法の定める実技教習課程の修了もしくは検定に合格する見込みがない自動車教習所管理者が判断した場合は、仮免許学科試験に自動車教習所ごとに決められた回数以上不合格の場合は、旅行日程を中断しお客様には一時帰宅いただきます。  
4.前項の場合、一時帰宅後の旅行日程の再開は仮免許学科試験に合格し、

再入校時点の旅行代金との差額の追加負担等特別条件の付加を改めてお客様へ提示し、ご承諾いただいた上でお受けいたします。

### 【7】期間の変更

1.旅行期間中に滞在する宿舎は、同等の施設の中から当社が任意に指定いたします。  
2.旅行期間中に、宿舎又は宿泊室の移動が発生する場合があります。この場合、同等の施設への移動となります。  
3.前項でいう同等の施設とは、宿泊室における一人当たりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設を指します。自動車教習所からの距離、周辺の環境、餐食や改装時期はこれに含まれません。  
4.お客様単独又は複数名で宿泊室を専有する契約の場合、宿泊室を専有することができる期間は、当社がお客様にあらかじめ提示する終了予定日を限度といたします。

### 【8】旅程補償

1.旅行日程に、表2左欄に掲げる変更が行われた場合は、募集型約款の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に右表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。  
2.一募集型企画旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の5%を限度とします。  
3.一募集型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。  
4.変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「教習料金」「延泊による宿泊代金」の追加代金を加えた合計額です。  
表2: 旅程補償

変更補償金の支払いが 必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.「申込書」「最終確認書」に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.「申込書」「最終確認書」に記載した入校する自動車教習所又は宿泊施設、その他目的地的変更	1.0	2.0
3.「申込書」「最終確認書」に記載した宿泊機種の種類又は名称の変更	1.0	2.0
4.「申込書」「最終確認書」に記載した宿泊機種の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
5.前各号に掲げる変更のうち「申込書」「最終確認書」のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。  
注2:第5号に掲げる変更については、第1号から第4号までの率を適用せず、第5号によります。

### 【9】特別補償

1.当社は、当社に責任が生ずるか否かに関わらず、旅行業約款募集型企画旅行契約の部の特別補償規程により、お客様が旅行に参加する期間中に急激且つ偶然な外部の事故により、その生命、身体、又は携行品に発生した損害を表2の範囲で補償いたします。  
表2: 特別補償

補償	金額
死亡補償金(すでに支払った後遺症保証金がある場合は差額以内)	1,500万円
後遺症保証金	標準旅行業約款特別補償規定別表第2に基づく
入院見舞金	2万円～20万円
通院見舞金	1万円～5万円
携行品損害保証金 上限	15万円(免責3千円)

2.お客様のこうむられた生命、身体への損害の原因が、脳疾患、心疾患、消化器疾患、ショック症状などお客様の持病や体質等に起因するもの、故意、法令違反、重過失、自殺行為、飲酒後、交通違反、山岳登山、ダイビング、遊泳や立ちを禁止された区域への侵入、入水又はこれに類する危険な行為に起因するもの、地震、噴火、津波及びこれらに隣伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた事故であるときは、当社は本項の補償金及び見舞金を支払いません。  
3.お客様のこうむられた携行品への損害の原因が、故意、法令違反、置き忘れや紛失などの重過失、交通違反、補償対象品の瑕疵や自然の消耗、外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害によるもの、地震、噴火、津波及びこれらに隣伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた損害であるときは、当社は本項の携行品損害補償金を支払いません。

### 【10】最少催行人員及び添乗員の同行

特に記載がないプランの最少催行人員は1名、カップルプランの最少催行人員は2名です。全てのプランで添乗員は同行いたします。

### 【11】旅行の目的地、出発日その他の日程

旅行の目的地、出発日その他の日程は、募集型企画旅行の「申込書」「最終確認書」に記載します。

### 【12】旅行代金

旅行代金の額は、募集型企画旅行の申込書に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までににお支払いください。

### 【13】旅行代金に含まれるもの

1.旅行日程に明示した教習料金、宿泊費、食事代、消費税等の諸費、サービス料金及び特に明示したその他の費用等。  
2.各プランに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。  
上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しいたしません。

### 【14】旅行代金に含まれないもの

第13項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。  
1.仮免許試験手数料、仮免許証交付手数料  
2.プランに含まれない交通費、食費等の諸費用及び個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金・サービス料。

### 【15】旅程管理者有無

全プラン、添乗員は同行しません。

### 【16】確定書面の配布時期

当社は、旅行日程、主要な宿泊機関等に関する確定旅行内容(申込書)「最終確認書」において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を最遅とも旅行開始日の前日までにお客様に交付いたします。また、交付前日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

### 【17】旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、旅行パンフレット等に明示した日となります。

### 【18】目的地的安全衛生情報及びその取得方法

渡航先の衛生情報については、お申し込みの教習所にご確認ください。

### 【19】お客様の責任

当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のような場合は、原則として責任を負いません。  
①お客様の災害地災、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令により損害を被ったとき  
②その他、当社又は手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被ったとき。

### 【20】お客様の責任

1.お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。  
2.お客様は、当社から提供される情報を活用し、「旅行条件説明書」「申込書」「最終確認書」に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。  
3.お客様は、旅行開始後に「申込書」「最終確認書」に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社へ、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。  
株式会社WAKUWAKU  
代表取締役社長 亀川 弘晃  
〒150-0011 東京都渋谷区東1-2-23 MA東ビル5F  
東京都事登録旅行業 第2-7521号  
一般社団法人全国旅行業協会 正会員  
国内旅行業務取扱管理者 中平 雅也  
(お客様のご依頼がある場合には、上記のものが説明を行いません)

## 【プライバシーポリシー(個人情報保護方針)】

### 1.個人情報

個人情報とは、ユーザー個人に関する情報であって、その情報を構成する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、生年月日、その他の記述等によりユーザー個人を識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的にユーザー個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

### 2.適正な取得

個人情報はその利用目的を定める限り特定し、原則として本人の同意を得た上で、適法かつ公正な方法で取得します。

### 3.目的外利用の禁止

個人情報は、資料請求・お問い合わせ・仮入所申込等を行われた教習所からのご連絡、教習所サーチ及びWAKUWAKUが運営するサービスからのご連絡・お知らせ(広告宣伝、メールマガジン含む)以外に利用しないこととし、そのため必要な措置を講じます。

### 4.第三者提供

個人情報は、法令に基づく場合を除き本人の同意なく第三者へ提供しません。

### 5.安全性の確保

個人情報の管理にあたっては、漏えい、滅失または損の防止などの安全管理のために、適切な予防および是正措置を講じるように努めます。

### 6.透明性の確保

個人情報の取得・利用・提供の各場面において、その情報を提供した本人が適切に関与できるように努め、可能な限り正確かつ最新の内容に保つよう努力します。

### 7.苦情・相談への対応

個人情報に関する苦情および相談に対応する窓口を設けて、誠実かつ迅速な対応を行います。

### 8.法令遵守

個人情報保護に関する法令などを遵守し、また個人情報保護に関する社内規程を定め、確実に運用されるように継続的な見直しを行います。

### 9.プライバシーポリシーの変更

株式会社WAKUWAKUは、変更等の定めがある場合を除き、プライバシーポリシーを随時変更することができますものとなります。

### 10.個人情報管理責任者

ユーザーの個人情報は、以下の者が責任をもって管理するものとします。  
株式会社WAKUWAKU  
代表取締役社長 亀川 弘晃

## 普通自動車免許 入校資格

### 住所

お客様の住民票・本籍地記載の住所及び現住所が教習所と同県の場合、合宿コースでの入校ができません。

### 年齢

18歳以上の方(修了検定時に18歳になっていることが必要です)  
合宿免許の場合の入校日目安  
普通車AT免許:18歳になる6日前/普通車MT免許:18歳になる8日前

### 身体条件

視力	両眼0.7以上、片目0.3以上の方(眼鏡・コンタクト使用可)
色彩識別	赤・青・黄色の識別ができる方
聴力	日常生活を聞き取れる方 障がいをお持ちの方は、事前に相談してください 補聴器可、但し運転免許試験場の事前検査が必要です
学力	日常生活に差し支えない読み書きができる方
運動能力	身体に障がいをお持ちの方は、事前に各都道府県の運転免許試験場にて適性検査をお受けください

### 必要書類

・無免許で違反歴のある方は、欠格期間が終了していないと入校できません。  
・免許停止処分を受けた方は、処分期間が終了していないと入校できません。  
・免許を失効された方で失効日から1年以上以内の方は、申し込みをお断りさせて頂く場合があります。  
・免許取得1年以上で取消された方で違反点数が3点以上となり初運転者講習を受けなかった、または再試験で不合格となった場合欠格期間があります。再試験で不合格になった場合は、申請により仮運転免許証が交付されますが、合宿免許をお申し込みの場合は、交付された仮運転免許証を免許試験場に返上の上、新規でのお申し込みになります。  
※欠格・処分期間については、いずれの場合もお客様自身で最寄りの運転免許試験場に必ずお問い合わせの上でご予約ください。お客様が虚偽の申告をされた場合、ご卒業後に運転免許試験場で無免許試験を拒否・保留されたり、受験できなくなったりすることがあります。